

# フルマネージメントサービス利用契約約款

アシストアップ株式会社〔以下『弊社』という〕では、Winserver フルマネージドサービス〔以下『本サービス』という〕に関して次に掲げる利用約款〔以下『本約款』という〕を設定する。

本サービスの利用は本約款の内容に対する承諾を前提としており、本約款に対して承諾をいただけない場合には申し込みを受けないこととする。

## 第 1 条（総則）

弊社は、本サービスの利用者〔以下『利用者』という〕に対し、第 7 条に定めるサービスを提供する。利用者とは、本約款の内容を承諾したうえ、弊社に利用申込及び初期費用、初期設定費用に付随する費用の一切の支払いを済ませた結果、弊社から本サービスの利用権を認められた法人または、個人を指す。

2. 弊社および利用者は、サービスの提供・料金の支払い等について本約款が定める義務を互いに誠実に履行するものとする。

## 第 2 条（本約款の運用）

本約款は、弊社と本サービス利用者との間に生ずる一切の關係に適用されるものとする。

## 第 3 条（利用者、利用申込、および設定作業の開始）

利用申込は弊社所定の方法にて弊社に対して申請するものとする。

2. 第 20 条に定める初期費用の入金を確認され次第、弊社は必要な設定作業を開始すると同時に、利用者のサーバーに対して割り当てる各種情報の準備を開始するものとする。

## 第 4 条（グローバル IP アドレスの割り当てについて）

弊社は利用者に各サーバーへはグローバル IP アドレスを 1 アドレスのみ割り当てる。

2. 弊社より割り当てた以外のグローバル IP アドレスを利用者が使用することは禁じるものとする。

3.利用者が弊社より割り当てられた以外のグローバル IP アドレスを使用することによってネットワーク障害が発生した場合、利用者はその損害額に相当する金額を賠償として支払わなければならない。

4.利用者は、設定された ID およびパスワードについて責任をもって管理することとする。また ID およびパスワードの管理不十分または第三者の不正使用等に起因する全ての損害賠償義務は利用者存するものとする。

#### 第 5 条 (免責)

弊社は利用者に対し弊社の意図的な怠慢及び不履行等によるものを除き、本サービスの利用に起因する損害についてはその責を負わないものとする。なお、本サービスの利用につき、弊社の故意又は重大な過失により利用者に損害を与えた場合、損害賠償額は利用者との契約金の月額フルマネージドサービス価格を上限とする。

2.利用者は本サービスを通じて第三者に損害を与えた場合、当該利用者は自らの責任において問題を解決するものとする。

#### 第 6 条 (サーバーの再起動について)

サーバーの再起動はデータセンターに利用者から直接電話をかけ、再起動を依頼し、行うことができる。但し、再起動の指示が出せる者は、事前にデータセンターに登録された者のみとする。

2.サーバーの電源再投入によって再起動しない場合には弊社にてサーバー部材の交換作業は行わない。

#### 第 7 条 (サービスの内容)

弊社が利用者に提供する本サービスは、別ページ「フルマネージドプラン」の通りとする。

2.弊社は、業務の遂行に必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができる。但し、その変更はサービスの提供者としての良識、常識、誠意等に基づくものとする。

#### 第 8 条 (サービスの維持、管理)

利用者は、本サービスの利用にあたって、弊社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバー設備、通信設備、その他本サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものとする。

2.利用者は、前項記載の管理を怠った結果生じた損害（弊社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩しまたは推知されたことにより生じた結果を含む）につき弊社に対し全責任を負うものとする。

3.利用者は、本サービスに関し弊社が利用者の利用に供した機器（当該本サービスの利用において、弊社データセンター内に利用者が設置した利用者が所有するサーバー機器等を含む。[以下『本件機器』という]）に保存したデータ（個人情報、機密情報その他当該本サービスの提供開始以降に本件機器の利用者用の領域上に保存されたすべてのデータ [以下『利用者データ』という]）を、自己の責任と費用負担において管理し、バックアップを行うものとする。弊社は、利用者データに対して何ら関与および関知するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項について、何ら責任を負わない。

- a.利用者データの漏洩、滅失等に関する発生
- b.利用者データの漏洩、滅失等に対する弊社での予防
- c.利用者データの漏洩、滅失等が発生した場合の弊社での対応
- d.利用者データの復旧

4.利用者は、事由の如何にかかわらず、各本サービスの利用契約を解約または解除により終了させる場合、当該利用契約の終了の日までに、当該本サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとする。当該利用契約が終了したにもかかわらず、当該本サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、弊社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとする。

## 第 9 条（利用料金及び支払い方法）

本サービスの利用料金は、別ページ「フルマネージドプラン」の通りとする。

2.弊社は、利用者の承諾を得ることなく、料金の改定または部分的変更を行うことができるものとする。利用者は、改定または変更後の料金規定に規定された料金を契約更新時より所定の手続きで支払うものとする。

3.利用者が本サービスを通じて他のネットワークとの接続及びサービスの提供を受ける場合の費用は、接続先及びサービス提供者が設けた利用規定、料金規定、支払方法で利用者自身の責務によって直接、接続先及びサービス提供者に支払うものとする。

## 第 10 条（決済）

利用者は利用料金等を弊社が承認した次の方法で支払うものとする。

- ・銀行振り込み

- ・口座振替

- ・クレジットカード

- ・その他、弊社が定める方法による支払い

2.利用者は利用料金等の支払い方法として、クレジットカードを使用する場合には、その利用するクレジットカードの発行会社名、カード番号、名義、有効期限等、弊社の別に定める事項を申し込みの際に弊社に通知しなければならない。また、支払い方法は1回のみとする。

3.利用者は利用料金等の支払い方法として銀行口座からの自動引落を選択した場合には、その利用する引落用銀行口座の銀行名、支店名、口座番号、ご名義等、弊社の別に定める事項を申し込みの際に通知しなければならない。

4.前条支払いに必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該利用者の負担とする。

5.利用者は、利用料金等の支払いを遅延した場合、弊社に対し年率14.5%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

6.利用者は利用料金等の支払いが遅延となり、弊社が再度請求書を発行し、また督促状の送付等、一切の費用を前項とは別に弊社に支払わなければならない。

#### 第11条（解約、サービスの停止及びその回復）

本サービス最短利用期間は、利用者との間に特約を締結しない限り6か月とする。

2.本サービスは、6か月以上の拘束によらず、利用者の自由意思によって解約することが出来るものとする。但し、解約を希望する利用者は、その旨を弊社に事前通知した上で所定の解約申込書を弊社にファックスもしくは郵送にて提出しなければならない。また、弊社は解約申込書を受け取り、顧客の未払い金の精算を行う清算書を発行する。

3.サービスご利用期限が終了する日の1か月前までに、解約の手続きが行われない場合、サービスご利用期限の翌日をもって契約期間にて自動更新されるものとする。但し、クレジットカードでの支払いの場合のみ1か月単位での更新となる。また、更新後については第11条第1項の「契約期間」は適用しないものとする。

4.利用者は、その利用契約を解約する場合、サービスご利用期限の1か月以上前までに以下の方法により弊社へその旨を届け出るものとする。

a.メールでの解約の場合・・・申込み時に登録したメールアドレス以外からの申し出には一切応じないものとする。また、メールでの解約の場合は、「利用ドメイン名」「利用者様名」「解約希望日」「ご解約理由」を記載することとし、先の内容が記載されていない場合も解約は受け付けないものとする。また、メールでの解約の場合は、弊社指定の解約用紙をファッ

クスにて提出後、解約受付が完了するものとする。どちらか一方が欠けた場合、解約手続きは受け付けないものとする。

b.郵送での解約の場合・・・弊社指定の解約用紙を利用することとする。また、郵送での解約の場合は、「利用ドメイン名」「利用者様名」「解約希望日」「ご解約理由」を記載することとし、先の内容が記載されていない場合も解約は受け付けないものとする。c.第 11 条第 4 項 a.b 以外の解約方法については、受け付けないものとする。

5.契約期間中における解約においては、弊社からは一切の返金が行われないものとする。

6.サービスご利用期限までに入金を確認できなかった場合、弊社はサービスの継続に関する利用者の意思にかかわらず、本サービスの提供を停止することができるものとする。

7.弊社が解約の届出を受理した日を含む利用月の翌利用月以降のサービス最終日をもって利用契約の解約とする。

8.利用契約を解約する際は、解約時まで発生した料金を弊社の指定する方法で支払うこととする。なお、弊社は既に支払われた料金等の払い戻しは一切行わないものとする。

9.弊社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに利用契約を取り消すことができるものとする。

a.利用料金およびその他債務が、支払期日を 7 日経過し、弊社からの催告にも関わらず支払いが行われない場合。

b.本約款に定める禁止行為を行った場合。

c.弊社への申告、届出内容に虚偽の記載があった場合。

d.クレジットカード会社、立替代行業者により、利用者が指定したクレジットカードもしくは支払口座の利用が停止させられた場合。

e.利用者に対する破産の申出があった場合または利用者について成年後見人、保佐人を選任するとの審判がなされた場合。

f.本約款に違反した場合。

g.弊社が適当でないと判断した利用者。但し判断理由は公表しない。

h.第 14 条第 1 項各号、第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合。

i.差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合。

j.手形、小切手が不渡りとなった等、支払いを停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合。

10.前項により利用契約が解約となった利用者は、弊社が解約した利用月までに発生したすべての債務を弊社の指定する方法で支払うものとする。なお弊社は既に支払われた料金等の払い戻しは一切行わない。

#### 第 12 条（利用契約の終了）

利用契約の終了後、弊社は、利用者に対し、終了理由にかかわらず弊社サーバー内に存在するデータを返還しない。また契約終了後のデータは利用者に通知することなく弊社にて削除することができるものとする。

2.前項の規定に従いデータが削除された場合に生じる損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害について弊社は一切の責任を負わないものとする。

#### 第 13 条（利用契約の解除等）

利用者が次の各項に該当する場合、弊社は連絡不能の場合を除き、当該利用者に対して事前通知を行うことを前提として、その利用資格を停止または取り消すことができる。

- a.申込時または申込内容変更時に虚偽の申告を行った場合
- b.第 14 条のいずれかの項に規定された禁止行為を行った場合
- c.その他、弊社が利用者として不適切と判断した場合

#### 第 14 条（禁止事項）

利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- a.弊社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- b.弊社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- c.弊社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、弊社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、またはこれらのおそれのある行為
- d.詐欺、規制薬物の濫用、児童買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い行為
- e.わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
- f.無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
- g.本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- h.ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

- i.他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール(スパムメール等)や他者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール)等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- j.弊社もしくは第三者の設備等またはサーバ設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- k.第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- l.弊社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- m.違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
- n.違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、または誘引(他人に依頼することを含みます)する行為
- o.人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、またはそのおそれのある情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- p.犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報またはこれらのおそれのある情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
- q.公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- r.法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- s.他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為、社会的に許されないような行為、またはこれらのおそれのある行為
- t.その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- u.その他、弊社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
- v.自殺に誘引または勧誘する行為。

## 第 15 条 (ID およびパスワード)

利用者は、弊社より貸与された ID が第三者によって不正に使用されたことが発見された場合、直ちに弊社にその旨を連絡しなければならない。

2.弊社が、利用者に貸与した ID は、当該利用者のみが、使用できるものとし、第三者の使用、譲渡再貸与、相続、質権の設定、その他の担保に供する等はできないものとする。それらの行為により発生した損害及び責任については、全て利用者に帰属するものとする。

#### 第 16 条（システムの運用管理）

本サービスを提供するためのシステムは、原則として「1 日 24 時間・365 日」運用するものとする。但し、システムまたは関連設備の修繕保守等、止むを得ない事由による運用停止はこの限りではない。そのような場合、弊社は可能な限り事前通告を行うが、天災、突発事故等の場合は通告を省略できるものとする。

2.前項の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても弊社はその責を負わない。

3.弊社は、業務上必要な復旧・保守作業を目的として以外の利用者のサーバーへのログインは一切行わない。

4.前項は、利用者からの指示によって弊社がオプションサービスとしてその復旧・保守作業を受託した場合にはこの限りではない。

5.弊社は、復旧または保守作業上必要な場合あるいは利用者の依頼等に基づく特定の場合を除き、利用者のサーバーに表示、記載される情報を得ることや、利用者のサーバーにログインしてその内部情報を入手することはない。

6.弊社は、前項が規定する状況において利用者のサーバーにログインした場合、もしくは利用者のサーバーに表記、記載されている情報を得た場合でも、当該サーバーの内部情報等業務上知り得た事柄を第三者に漏洩することはないものとする。

#### 第 17 条（条項の有効性）

本約款につき、その一部が法令等により無効と判断された場合であっても、残りの他の条文については有効とする。

#### 第 18 条（届出事項の変更）

弊社への届出事項に変更が生じた場合、利用者は、弊社に対して速やかにその旨を申込み時に登録したメールアドレスから弊社に通知するものとする。

2.前項にある変更通知の不在・不届出によって、弊社から利用者に対する通知、書類等が遅延・遅着・不達となった場合、弊社はその責を負わない。

#### 第 19 条（利用約款の発効）

本約款は、弊社に利用申込及び初期費用、初期設定費用に付随する費用の一切の支払いを済ませた日をもって弊社と利用者の間に効力を発するものとする。

#### 第 20 条（利用約款の改定）

本約款は、利用者の承諾なく変更、改定できるものとする。

2.本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に疑義が生じたときは、当事者は誠意をもって協議し、これを決定する。

#### 第 21 条（合意管轄）

弊社と利用者の間に生ずる係争は、弊社本社所在地の管轄裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第 22 条（係争）

係争により生じた弁護士、会計士その他の専門家に対する手数料、並びに費用及び経費は利用者が支払わなければならない。

#### 第 23 条（諸法令及び諸規則の遵守）

利用者は、日本国、及び本サービスを利用する国の諸法令、諸規則について遵守する。

#### 第 24 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含む。以下同じ）が、利用開始日において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- a.暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者〔以下『反社会的勢力』と総称する〕であること。
- b.反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。
- c.自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
- d.反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- e.反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.利用者は、自己、自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、弊社または弊社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、弊社の信用を毀損または弊社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとする。

3.弊社は、利用者が前二項のいずれかに違反したと弊社が認めた場合、当該利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとする。

4.弊社は、利用者が反社会的勢力に該当すると弊社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、当該利用者は速やかにこれに応じなければならないものとする。当該利用者がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと弊社が認めた場合、弊社は、当該利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとする。

#### 第 25 条（個人情報等の保護）

弊社は、利用者の個人情報を、弊社ホームページ上において定める「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

2.弊社は、利用者の個人情報を、弊社ホームページ上において定める「個人情報の取扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。

3.弊社は、前項の利用目的に必要な範囲で、利用者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4.弊社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に利用者の個人情報を提供しないものとする。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとする。

a.利用者本人の同意がある場合

b.利用者のサービス利用にかかわる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合

c.裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合

d.法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

e.緊急避難または正当防衛に該当すると弊社が判断した場合

5.弊社は、利用契約が終了し、弊社所定の保存期間が経過した時点で、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情報等を消去するものとする。但し、弊社所定の保存期間の経過後

においても、弊社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとする。

**本約款は 2016 年 11 月 15 日から実施します。**

平成 29 年 1 月 5 日改定